

少年院における修学支援の充実強化に向けて アンケート調査を踏まえて

なかむらやすし
中村 康

矯正研修所効果検証センター効果検証官補

一 はじめに

少年院では、少年院法第四四条に定める社会復帰支援の一環として修学支援を実施しています。具体的には、高等学校、専修学校、大学その他の学校への復学、転学若しくは入学を希望している在院者又は中学校への復学が見込まれる在院者に対し、学校情報の提供や関係機関との調整等の様々な支援を行っています。

少年院在院者が、出院後に就学や就労によって規則正しく安定した生活を送ることは、再犯・再非行防止のため

めに重要であり、修学支援についてもこうした認識の下、更なる充実策が検討されています。令和三年度には、少年院と通信制高校との連携により、少年院在院者を在院中から高校に入学させる取組や、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド²）の枠組みを利用した出院後の継続的な学習支援事業が一部の庁で始まっています。

矯正研修所効果検証センターでは、令和二年度に、少年院の修学支援対象者に対し、アンケート調査を実施しました。本稿では、当該調査から得られた結果を踏まえ、修学支援対象者の就学に係るニーズや就学の実現のため

に必要とされる支援とは何かについて考えていきます。

二 アンケート調査の実施

修学支援対象者が少年院を出院後、就学しようとした際に、何が阻害要因になっているのかという観点からアンケートを作成し、①少年院在院中に修学支援を受け、出院間際の少年（以下「在院中少年」と言います）と、②前回の少年院在院中に修学支援を受け、その後再び少年院に入院した少年（以下「再入院少年」と言います）にそれぞれ実施しました。

三 アンケート調査の結果

調査に対する同意を得られたのは在院中少年六九名（調査対象者のうち九〇・八％）、再入院少年三五名（調査対象者のうち八五・四％）であり、それらの回答を集計した結果は次のとおりです。

（一） 出院後の就学希望及び就学状況

出院後の就学希望については、在院中少年のうち八九・

表1 アンケートの内容

対象者	在院中少年	再入院少年	
質問項目	1	出院後の就学希望	前回出院後の就学希望
	2	出院後の就学を阻害すると思われる要因とその理由（複数回答可）	前回出院後の就学を阻害したと思われる要因とその理由（複数回答可）
		<input type="checkbox"/> 学力に関すること	
		<input type="checkbox"/> お金に関すること	
		<input type="checkbox"/> 同級生、友人に関すること	
		<input type="checkbox"/> 意欲や気持ちに関すること	
		<input type="checkbox"/> 家族に関すること	
	<input type="checkbox"/> 特になし		
<input type="checkbox"/> その他			
3	-	前回出院後の就学状況	
4	-	就学した際の困難	

9%が出院後の就学を希望している旨を、また、再入院少年のうち七七・一%が前回出院前に就学を希望していた旨をそれぞれ回答していました(図1)。

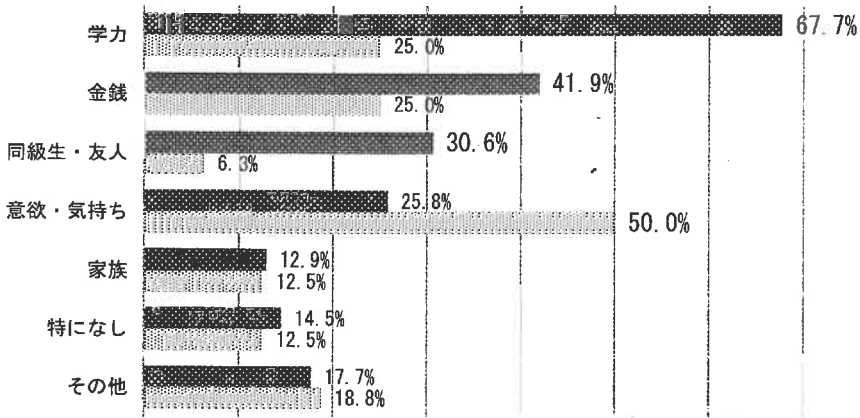
一方で、再入院少年のうち、前回出院後に実際に就学できたと回答した者は三一・四%でした(図2)。

(二) 出院後の就学を阻害する要因

出院後の就学にとって問題となる(実際に問題となった)と考えられる要因については、在院中少年の回答では、「学力に関すること」(六七・七%)が最も高く、次いで「お金に関すること」(四一・九%)、「同級生、友人に関すること」(三〇・六%)という順でした。他方、再入院少年のうち前回出院後に就学できなかった者の回答では、「意欲や気持ちに関すること」(五〇・〇%)が最も高くなっていました(図3)。

四 就学のために必要な支援

アンケート調査の結果、在院中少年、再入院少年のいずれも八割前後が出院後の就学を希望していましたが、再入院少年のうち実際に就学に至った者はその一部にと



■ 在院中少年 ■ 再入院少年 (就学しなかった者)
図3 就学を阻害する (阻害した) と考えられる要因

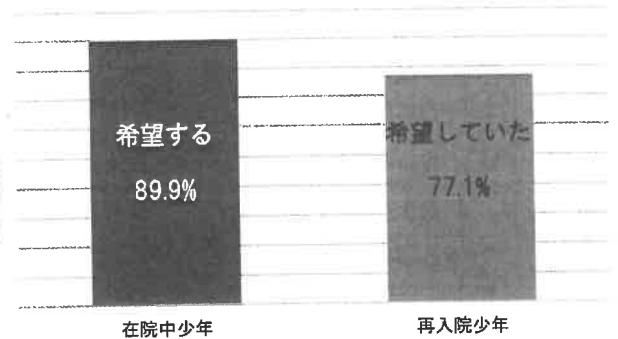


図1 出院後の就学希望



図2 再入院少年の前回 出院後の就学状況

どまっていることが示されました。今回の調査では、出院後の就学状況について出院者全員ではなく再入院者の一部についてしかデータを収集していないため、結果は限定的なものとして考える必要がありますが、この結果からは、修学支援対象者が出院後に就学することの難しさがかがえます。

そこで、就学を阻害する要因について見ると、在院中少年は、学力や金銭の問題等、就学に当たっての前提条件の部分に不安を抱くことが多い一方、再入院少年のうち、前回出院後に就学できなかった者は、勉強を続けることや就学意欲を保つことが実際に問題となることが多く、修学支援対象者が出院前に抱く不安と、出院後に実際に問題となることは異なる可能性が示唆されました。

ここからは、こうした出院前と出院後の回答の違いを踏まえ、就学を阻害する要因として回答が多かった「学力に関すること」、「お金に関すること」、「意欲や気持ちに関すること」、「同級生、友人に関すること」の観点から、就学の実現のために必要とされる支援について考えていきます。

(一) 学力に関すること

在院中少年では、出院後に就学を希望している者のうち、六七・七%が就学に当たって学力が問題になると回答している一方で、再入院少年では、前回出院後に就学できなかったと回答した者のうち、学力が問題になったと回答した者は二五・〇%であり、学力に関する問題への不安が特に出院前において高いことが示されています。

在院中少年の自由記述では、中学校段階の学習内容で苦慮していることを示唆する内容が複数見られ、義務教育レベルの基礎的な学力に不安を抱く者が、修学支援対象者のうち一定程度を占めている可能性が考えられます。

再入院少年の自由記述でも、学力不足が就学を阻害したことを示唆する内容があり、また、就学を希望しなかった者も、その理由について学力不足を挙げていました。

こうした結果を踏まえると、学力の問題は、直接的に就学を阻害する要因になり得ることに加え、意欲の低下等を生じさせることで間接的にも就学を阻害する要因になることが考えられます。それゆえ、修学支援対象者については、在院中に学力を正確に把握し、そのレベルに

応じて学力向上のための指導を行うことが望ましいと考えられます。具体的には、民間学力試験の活用による正確な学力の把握、その結果を活用した適切な進路指導の実施、学力向上を希望する修学支援対象者への教科指導の充実等、教科指導を担当する職員との連携をより一層進め、在学中から個々の学力、進路に応じた学習面の支援、指導をきめ細かく行うことが考えられます。

(二) お金に関すること

在院中少年では、出院後に就学を希望している者のうち、四一・九%が就学に当たって金銭面が問題になると回答しており、修学支援対象者には金銭面での不安を抱えている者が少なくないことが示唆されています。これらの回答の自由記述には、学費等について、保護者等の協力を得ず、自力で工面しようとしていることを示す内容が散見され、金銭面の不安については、保護者等との関係が影響している可能性も考えられます。

学費の支払いについては、まず、保護者等の協力を得ることを検討する必要があると考えられます。例えば、在院中から本人が希望する進路や出院後の生活の見通し

(三) 意欲や気持ちに関すること

在院中少年では、出院後に就学を希望している者のうち、就学に当たって意欲や気持ちに関することが問題になると回答したのは二五・八%でしたが、再入院少年では、前回出院後に就学できなかったと回答した者のうち、五〇・〇%が意欲や気持ちに関することが問題になったと述べていました。

自由記述を見ると、在院中少年は意欲を維持させることに対する不安について記載しているものの、多くは漠然とした内容にとどまっています。一方、再入院少年は、例えば交友関係や試験勉強の難しさなど、意欲の低下につながった具体的な理由を記載していました。こうしたことから、修学支援対象者は、出院前の段階では、意欲の問題についてあまり意識していないか、意識していてもその不安は漠然として具体性を持たず、出院後になって初めて具体的な問題として顕在化していることが考えられます。

この点に鑑みると、修学支援対象者については、在院中から、意欲に関して出院後に生じる可能性のある問題

を保護者等と共有するとともに、本人が就学を目指すことについて保護者等の理解、協力が得られるよう、少年院法第一七条に定める保護者に対する協力の求め等を活用するなどして関係調整を図ることや、希望する進路について現実的かつ具体的な計画を検討できるよう、保護者等を含めて支援していくことが考えられます。

また、こうした支援については、教育機関についての専門知識や学費に関する補助制度などのその時々々の社会状況等も踏まえて実施することが望ましく、地域の学校情報に詳しい教育関係者などの外部協力者の協力を得ることが検討されます。必要に応じて奨学金などの利用可能な制度の情報提供を行うことも大切であり、例えば、金銭管理に通じたファイナンシャルプランナー等の専門家等の協力を得て、学費の支払いや奨学金等の返済に係る具体的な計画の立案等の助言指導を行うことも考えられます。

なお、金銭面の問題は、出院後の状況によって流動的に変化することが予想されるため、在院中のみならず出院後においても継続的に支援できる体制の構築が望まれます。

とその対応策を具体的に検討させておくことが有用であると思われる。例えば、修学支援対象者が直面すると考えられる問題について事例を収集しておき、それらを具体例として提示して、検討を促す等の方法が考えられます。

また、出院後も継続的な助言や援助が必要と考えられることから、本人が問題に直面したときに随時に相談できる体制や、定期的に本人の状況を把握し、学習面の支援のほか、各種手続や就学のための情報等を提供できるような体制の整備が考えられます。

(四) 同級生、友人に関すること

在院中少年では、出院後に就学を希望している者のうち、同級生や友人に関することが就学に当たって問題になると回答した者は三〇・六%でした。自由記述を見ると、周囲との年齢差から交友関係が築けないことを心配する内容、不良仲間との関係を心配する内容、少年院出身者であることを周囲に知られることを心配する内容が散見され、同様の記述は再入院少年も、実際に起こった問題として挙げていました。

就学を阻害する要因についての調査では、他の選択肢に含まれない回答として「その他」の選択肢が設けられていましたが、この「その他」の回答を見ると、特有の回答として、少年院を出院するタイミングが入学時期と合わないことの問題に言及しているものが複数確認されました。

出院時期と入学時期の不一致は、出院後の円滑な就学を阻害し、出院後の活動や居場所に空隙を生じさせるほか、当該期間における学力や意欲の持続等、ここまで取り上げてきた問題にもつながることが予想されます。少年院の制度上、入学時期に合わせて出院時期を大幅に調整することは現実的ではありませんが、例えば前記(四)で述べた在院中からの通信制高校への入学や、学校機関における転入、編入が可能な時期についての柔軟な対応等が実現できれば、修学支援対象者の早期の就学与円滑な社会復帰につながることを期待されます。

五 結び

今回のアンケート調査からは、修学支援対象者の就学に係るニーズは、少年院出院前と出院後とは変化して

これらを踏まえると、修学支援対象者については、少年院出身者であることや周囲との年齢差等が出院後の健全な交友関係の構築を阻害する可能性があることを念頭に置き、学校内外での健全な居場所作りや、それを支えるための支援を検討していくことが効果的と考えられます。

具体的には、例えば、在院中においては、対人コミュニケーションの取り方に関する指導の充実、出院後においては、相談体制の整備のほか、本人の希望に応じて安心して所属できるようなコミュニティ、活動等を紹介するといった支援が考えられます。特に年齢が高い者が周囲との年齢差がある中で就学し、学業を続けていくに当たっては、より手厚い支援が必要であると考えられます。本稿の冒頭で述べたとおり、少年院では現在、在院中から通信制高校に入学し、教育を受ける機会を提供する試みが始まっていますが、この試みは、早期の就学を実現するという点で、ここで挙げた年齢に関する問題の解消の一助となることが期待されます。

(五) その他

いる様子が見えなくなりました。修学支援対象者の就学の現に当たっては、こうした変化が生じることを念頭に、その時々ニーズに応じ、施設内から社会内まで切れ目のない支援を行っていくことが重要と考えます。今回のアンケート調査が、今後の修学支援に関する取組の更なる充実強化の一助になれば幸いです。

最後に、多忙な業務の中、アンケート調査の実施に御協力いただきました全国の少年院の先生方、そして、実際に修学支援対象者に対する指導・調整業務に当たられている先生方の御尽力に深い敬意と感謝を表し、本稿の結びとさせていただきます。

(1) 本稿では、修学支援については「修学」とする一方、復学、転学又は入学により学校に所属することについては「就学」として用字を区別している。

(2) 民間資金を活用した官民連携による社会課題解決の仕組み。行政から事業の委託を受けた民間事業者において、事業に必要な資金を外部の資金提供者から調達し、民間事業者は、事業の成果に応じて行政から対価の支払いを受け、資金提供者に還元するスキーム。